

第7回南魚沼市地域公共交通協議会（書面議決）結果

1. 通知発送日

令和6年3月13日

2. 協議方法

- ・会議の開催に代えて書面による議決を実施
- ・南魚沼市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により議決内容を周知し、回答を依頼

3. 協議事項

- 1 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について

4. 協議結果

【回答状況】

委員数：21人（会長を除く）

回答数：20人

無回答：1人

委員の過半数の回答があったため協議会開催が成立（協議会規約第9条第2項）

【回答結果】

- 協議事項1 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について
「承認する」と回答した委員数：20人
「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

協議事項 1：南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について【資料No. 1】

南魚沼市においては、令和元年度に作成した「南魚沼市地域公共交通網形成計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、市民の生活とおでかけを支援し、持続可能な公共交通網の姿を実現するための施策を実施してきた。

現行の計画が計画期間を終えることから、今後、次期計画を策定する予定となっておりますが、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により計画の名称が「地域公共交通計画」に改められています。これに伴い規約を改正します。

条文の変更としては第1条、協議会の目的を地域公共交通網形成計画の策定・実施から地域公共交通計画の策定・実施へと変更する内容です。

報告事項 1：路線バスの減便について【資料No. 2】

路線バスの利用者数の減少、バス運転手の労働時間の基準改正等の影響による運転手不足の影響を受け、令和6年4月1日から資料No.2のとおり減便となります。利用客の少ない便に限定するなど利用者への影響を最大限に考慮すること、通勤・通学で使われている便がなくなることによる利便性低下への影響を最大限に考慮すること、といった意見を伝えまして、結果、今回お示しの内容となっております。

なお、令和5年3月に南越後観光バス株式会社から運輸局に提出された路線バスの休止届に関連する問題につきましては、現在も関係者との協議が続けられている状況です。今後、協議内容に進展がありましたらご報告いたします。

南魚沼市地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号以下「再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通計画**（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、南魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、南魚沼市六日町180番地1 南魚沼市役所内に置く。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に関すること。
 - イ 計画の実施に関すること。
- (2) 運送法に関すること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する都道府県又は市区町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 会長は、南魚沼市長をもって充てる。

3 副会長は、学識経験者をもって充てる。

4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、南魚沼市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、南魚沼市建設部都市計画課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第16条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日 から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月24日 から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月8日 から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日 から施行する。

委員（第5条）

- (1) 関係する都道府県又は市町村
- (2) 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- (3) 地方運輸局
- (4) 学識経験者
- (5) その他協議会が必要と認める者

	区分	所属団体等
1	(1) 市	南魚沼市長及びその指名する職員
2	(1) 関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
3	(1) 公安委員会	南魚沼警察署
4	(2) 公共交通事業者	東日本鉄道株式会社新潟支社越後湯沢駅
5		北越急行株式会社
6		南越後観光バス株式会社
7		南魚沼市タクシー安全協議会
8	(2) 道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所
9		新潟県南魚沼地域振興局地域整備部
10		南魚沼市建設部建設課
11	(3) 地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
12	(4) 学識経験者	大学教授等
13	(5) 市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表
14		大和地域地区センター代表

15		六日町地域地区センター代表
16		南魚沼市社会福祉協議会
17		南魚沼市身体障がい者協会
18		南魚沼地域商工会連絡協議会
19		女性代表
20	(5) 運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

議題第 5 号 南魚沼市公共交通協議会規約の改正について

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月 25 日法律第 59 号以下「再生法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 16 条 （略）</p> <p>附 則 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日 から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 25 年 5 月 24 日 から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和元年 5 月 8 日 から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日 から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月 25 日法律第 59 号以下「再生法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 16 条 （略）</p> <p>附 則 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日 から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 25 年 5 月 24 日 から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和元年 5 月 8 日 から施行する。</p>

路線バスの減便について

路線バスの利用者数の減少、バス運転手の労働時間の基準改正等の影響による運転手不足の影響を受け、以下の路線で令和6年4月1日から減便となる。

【南魚沼市地域公共交通網形成計画の施策に記載のある路線】

- ・ 六日町～浦佐～小出 線（基幹病院を經由しない系統） … 1.0 往復減便
※基幹病院を經由しない1往復が病院経由に変更になり、加えて基幹病院を經由しない1往復が減便になります。路線全体としては1往復の減便です。
- ・ 湯沢～塩沢～六日町 線 … 3.0 往復減便
- ・ 六日町～野田～五日町～大崎～浦佐 線 … 0.5 往復減便

【南魚沼市地域公共交通網形成計画の施策に記載のない路線】

この他、以下の便についても0.5～1往復程度の減便が予定されています。

- ・ 六日町～沢口～清水 線
- ・ 六日町～市民病院 線
- ・ 六日町～上原～山口～八海山スキー場 線
- ・ 小出～干溝～虫野～荒金～浦佐 線